

令和2年8月29日

認可外保育施設を利用の保護者の皆様
放課後児童クラブを利用の保護者の皆様

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の再延長に伴う認可外保育施設及び放課後児童クラブの家庭保育の協力依頼について

平素より本市、保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

宜野湾市では、令和2年7月31日の沖縄県による緊急事態宣言を受けて、延長期間も含め令和2年8月1日から8月29日までの間、家庭保育の協力をお願いしておりました。しかしながら、沖縄県内における感染状況は、未だ予断を許さない状況であることから、緊急事態宣言の期間が9月5日まで再延長することとなりました。

本市でも感染者の発生は続いている状況であり、保育施設等における感染拡大のリスクを回避するためにも、引き続き認可外保育施設及び放課後児童クラブを利用している世帯については下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1. 家庭保育のお願い

沖縄県の緊急事態宣言が発令されている間、家庭保育が可能な世帯においては、お子様への感染拡大防止という趣旨をご理解いただき家庭保育のご協力をお願いいたします。

※8月17日(月)から9月5日(土)の期間、家庭保育にご協力いただいた宜野湾市内在住保護者へ保育料の減免を行った施設については、市から施設へ補助を行う予定です。

2. 感染拡大防止策について

①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。

②発熱等が認められる場合は、解熱後(平熱に戻り)24時間以上が経過し、

呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が罹患した場合

①感染者は治癒するまで登園禁止となります

②感染者が発生した施設は当面の間、臨時休園となります。

※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

①感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります。

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

①登園停止措置はいたしません。感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなっております。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

以上